

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 3 0 日)
(告 示 第 48 号)

(趣旨)

第1条 この告示は、近年増加傾向にある高齢運転者の車両等による交通事故を減少させ、町内における交通事故件数の減少を図るため、自動車等の運転免許証を自主返納した高齢者に対し、予算の範囲内において小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和 50 年小川町規則第 3 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者のうち、小川町駅を発着とする路線を運行するものをいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (3) 免許失効 法第 105 条第 1 項の規定により、免許の交付を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときにその効力を失うことをいう。
- (4) 自主返納 法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、公安委員会に対して全ての免許の取消しを申請することをいう。
- (5) 定期券 バス事業者が販売する定期乗車券をいう
- (6) デマンドタクシー 小川町デマンドタクシー事業実施要綱（平成 30 年小川町告示第 21 号）第 2 条第 2 項に規定するデマンドタクシーをいう。
- (7) 運転経歴証明書 法第 104 条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書をいう。
- (8) 運転免許取消通知書 道路交通法施行規則（昭和 35 年總理府令第 60 号）第 30 条の 9 第 4 項の規定により、公安委員会が交付する通知書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以後に運転免許証を自主返納し、又は免許失効した者で、運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の交付を受けた70歳以上のもの
- (2) 第6条の規定による交付申請の日において、小川町の住民基本台帳に記録されている者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が運転免許を自主返納した日又は免許失効した日から1年間に購入し、又は利用した次の各号のいずれかの費用とする。

- (1) 次に掲げる定期券の購入費用

- ア 国際十王交通株式会社が販売するスクマムバス
- イ 川越観光自動車株式会社が販売するプレミアム70
- ウ イーグルバス株式会社が販売するときがわ線高齢者定期券
- エ イーグルバス株式会社が販売する東秩父線通勤定期券

- (2) デマンドタクシーの利用料金

2 補助金の額は、前項第1号については購入金額の3分の1の額（1,000円未満は切り捨てる。）、同項第2号については乗車料金の全額とし、どちらも1万円を上限とする。

(交付制限)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1人につき1回を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、会計年度において町長が定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する定期券の購入費用に係る補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

- ア 運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し
- イ 購入した定期券の写し
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 第4条第1項第2号に規定するデマンドタクシーの利用料金に係る補助を補助金の交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し

イ 小川町デマンドタクシー事業実施要綱（平成30年小川町告示第21号）

第7条第2項に規定する小川町デマンドタクシー登録者証の写し

ウ 利用したデマンドタクシーの領収書の原本

エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による交付申請は先着順で受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算額に達した場合は、受付を終了するものとする。

（交付決定等）

第7条 町長は、第6条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付決定者が指定する当該交付決定者の名義の金融機関の口座に1月以内に補助金を振り込むものとする。

（実績報告）

第9条 この補助金については、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和50年小川町規則第3号）第8条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

（交付取消し）

第10条 町長は、交付決定者が虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金交付取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、町長は、期限を定めてその返還

を求めるものとする。

2 交付決定者が前項の規定により町長から補助金の返還を求められたときは、当該補助金額を定められた期限までに町に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

小川町長宛て

申請者　住　所
氏　名
連絡先

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付申請書

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1	申請区分 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> バス定期券購入費用補助 <input type="checkbox"/> デマンドタクシー利用料金補助
2	申請者生年月日	年　月　日 (申請日時点　満　歳)
3	自主返納日 (免許失効日)	年　月　日
4	添付書類	■バス定期券購入費用補助 ア　運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し イ　購入した定期券の写し ウ　その他町長が必要と認める書類 ■デマンドタクシー利用料金補助 ア　運転経歴証明書又は運転免許取消通知書の写し イ　小川町デマンドタクシー利用登録者証の写し ウ　利用したデマンドタクシーの領収書の原本 エ　その他町長が必要と認める書類

【デマンドタクシー乗車記録の照会について】

私は、当該補助金の交付に係る審査のため、町がデマンドタクシーの乗車記録を確認することに同意します。

年　月　日

署　名

受付番号　No.

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長 印

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金については、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 振込先

3 振込日

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長

印

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金は、次のとおり交付をしないことを決定したので通知します。

記

1 不交付決定理由

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

小川町長 宛て

申請者 住 所

氏 名

連絡先

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金請求書

小川町高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先口座

振 込 先	金融機関	銀 行		本 店	
		信用金庫		支 店	
		信用組合		出張所	
		農 協		部	
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号		
	(フリガナ)				
	口座名義				

※小川町に振込先口座を登録していない場合は、別紙支払金口座振替依頼書等の提出をお願いします。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小川町長

印

補助金交付取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定を行った小川町高齢者自動車等運転免許
自主返納促進補助金について、次のとおり交付金交付決定の取消しを通知する。

なお、返還金については、 年 月 日までに納付してください。

1 交付決定額 円

2 返還金 円